

専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和8年6月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和8年4月20日

湯河原町長 内 藤 喜 文

事故賠償について

湯河原町は、町道吉浜7号線において、側溝のグレーチングの破損により生じた事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 損害賠償の額
(内 容) | 金138,707円
治療費用及び休業損害費用の全部 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 秦野市在住の個人 |
| 3 | 事故の概要 | 令和7年2月23日、町道吉浜7号線(湯河原町吉浜2020番321地先)において、歩行者が側溝のグレーチングに乗ったところグレーチングが外れ負傷させた。 |